

| | |
|---------|--|
| 日 時 | 令和3年1月28日(木) 10:00~11:00 第14回経営会議 |
| 出席者 | 平原副市長、小林副市長、城副市長、林副市長、技監、鶴見区長、温暖化対策統括本部長、政策局長、総務局長、財政局長、市民局長、政策調整担当理事 |
| 欠席者 | なし |
| 議 題 | 1 横浜特別自治市大綱改定(素案)について【政策局】 2 たきがしら会館の運営について 【市民局】 |
| 議 事 要 旨 | <p>1 横浜特別自治市大綱改定(素案)について</p> <p>【論点】</p> <p>平成25年3月に策定した横浜特別自治市大綱について、策定以降の大都市制度改革に関する国や本市等の動向を踏まえ、今年度中に横浜特別自治市大綱を改定するため、素案の内容や改定に向けたスケジュール等を審議。</p> <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大都市制度改革の機運が高まっている機会をとらえ、横浜特別自治市を実現するための立法化の提案や具体的プロセスを明確にする。 ・第30次地方制度調査会で指摘された、特別自治市について検討すべき次の3つの課題について、横浜市の考え方を提示する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 何らかの住民代表機能を持つ区の必要性 ② 警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念 ③ 全道府県税・市町村税を賦課徴収する周辺自治体への影響等 ・大綱策定後7年経過した中で、国の動向、社会経済情勢の変化、附属機関(第3次 横浜市大都市自治研究会)の答申内容等をふまえ、横浜特別自治市に係る情報を更新・提示する。 ・横浜特別自治市大綱改定版の主な変更点 <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市が目指す特別自治市制度の内容だけではなく、特別自治市の立法化に向けた段階においても、現在の制度の中で、本市ができることをしっかり行っていく必要がある。 <p>【結論】</p> <p><u>主な意見を踏まえつつ、局案の方向性について了承。</u></p> |

2 たきがしら会館の運営について

【論点】

令和2年度末で10年間の暫定利用が終了する「たきがしら会館」（磯子区）の取扱いについて、次のとおり整理する。

- ・特定天井の大規模改修工事着手までの期間、（公財）横浜市スポーツ協会へ普通財産の無償貸付を継続
- ・工事完了後、普通財産から行政財産（公の施設）へ移行し、指定管理者制度を導入

【説明要旨】

- ・平成23年度～令和2年度末までの10年間、（公財）横浜市スポーツ協会へ普通財産の無償貸付を行って運営している「たきがしら会館」について、暫定利用期間中の検証（一般利用の状況、保育園及び補足的避難所としての役割、横浜ビー・コルセアーズによる利用及び地域振興）を行い、市民利用の状況や待機児童対策の点から、公の施設に位置づけ、今後も継続して活用する必要性を確認
- ・令和3年度に磯子スポーツセンターが工事休館となることを考慮し、令和4年度に天井・空調工事（工事期間中は休館）を実施、令和5年度から指定管理者制度による運営を開始（工事完了まで暫定利用を延長）
- ・横浜ビー・コルセアーズへの練習場所確保の協力等、今後の対応についてはチームと協議の上、対応を検討

【主な意見等】

- ・保育園利用を含め、これまでの住民利用等の状況を踏まえると、施設の維持にあたり指定管理者制度を導入していくことは妥当
- ・指定管理者制度の導入に向け、本施設におけるプロスポーツチーム支援の考え方を整理すること

【結論】

主な意見で指摘された点を踏まえつつ、局案のとおり進めていくことを確認。